

ヘルパーステーション たんぼぼの里 居宅介護等サービス 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

本事業所では、利用者に対して障害者自立支援法に基づく居宅介護・重度訪問介護・同行援護（以下「居宅介護等」という）を提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

1 事業者

名 称	有限会社 ライフサポート
所 在 地	鹿児島市唐湊4丁目1番2号
電 話 番 号	099-250-0611
代 表 者 名	代表取締役 佃 望
設 立 年 月	平成 19 年 1 月 1 日

2 事業所の概要

事 業 所 の 種 類	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
指 定 年 月 日	平成 19 年 1 月 1 日指定 鹿児島県指令障福第 218 号
有 効 期 間	平成 24 年 12 月 31 日
事 業 の 目 的	高齢者や心身に様々な障害を持つ人やその家族に対して、尊厳の確保と意欲ある生活の自立のため、支援することを目的とする。
事 業 所 の 名 称	ヘルパーステーション たんぼぼの里
事 業 所 の 所 在 地	鹿児島市山田町3678番地1
電 話 番 号	099-297-5710
管 理 者 名	薬丸 優子
事業所の運営方針について	利用者の能力や生活スタイルに応じて、一人ひとりの意思や希望を尊重しながら、日常生活の自立を目標に、生活全般の援助を行う。 行政や福祉団体その他との連携をとり、よりよいサービスの提供に努めます。
開 設 年 月 日	平成 19 年 1 月 1 日
事業所が行なっている他の業務	指定訪問介護 平成 19 年 1 月 1 日指定 鹿児島県指令障福第 218 号

3 事業実施地域

鹿児島市内（桜島地区を除く）の地域とします。

4 営業時間

営 業 日	年中無休
受 付 時 間	午前 9 時から午後 5 時
サービス提供時間帯	24 時間

5 職員の体制

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長(管理者)	1 名			1 名	管理
2. サービス提供責任者	1 名以上			1 名以上	計画作成
3. 居宅介護従事者 (ホームヘルパー)	2 名以上	2 名以上	2 名以上	2 名以上	訪問介護員
(1)介護福祉士					
(2)訪問介護養成研修1級 (ヘルパー1級)課程修了者					
(3)訪問介護養成研修2級 (ヘルパー2級)課程修了者	2 名以上	2 名以上	2 名以上	2 名以上	訪問介護員
(4)訪問介護養成研修3級 (ヘルパー3級)課程修了者					

当事業所では、利用者に対して指定訪問介護、指定居宅介護、指定重度訪問介護を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 「居宅介護等計画」とサービス内容 (契約書第3条・第4条参照)

当事業所では、下記のサービス内容から <「居宅介護計画」、「重度訪問介護計画」> (以下「居宅介護等計画」という。) を定めて、サービスを提供します。「居宅介護等計画」は、市町村が決定した「支給量」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護等計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

<サービス区分及びサービス内容>

I 居宅介護

① 身体介護 (ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。)

- 入浴介助・清拭・洗髪…入浴の介助や清拭(体を拭く)や洗髪などを行います。
- 排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助…食事の介助を行います。
- 衣服の着脱の介助…衣服の着脱の介助を行います。
- 通院介助…通院の介助を行います。
- その他必要な身体介護を行いません。

※ 医療行為はいたしません。

② 家事援助 (ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。)

- 調理…利用者の食事の用意を行います。
- 洗濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。
- 掃除…利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
- 買い物…利用者の日常生活に必要な物品の買い物をします。
- その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。

※ 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。(預貯金通帳・カードはお預かりできません。)

※ 利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行

いません。

③ 日常生活支援（身体介護や家事援助、見守りなど生活全般を支援します。）

（脳性まひなどの全身性障害がある方など日常生活全般に常時の支援を要する方を対象としたサービスです。）

身体介護、家事援助、見守り等を行います。具体的な内容は、身体介護、家事援助と同様です。

④ その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

II 重度訪問介護 <対象：身体障害者>

重度の要介護状態にあつて、かつ、四肢麻痺のある身体障害者に対して、在宅介護及び外出介護を行います。

III 同行援護 <対象：視覚障害を有する身体障害者>

移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）や援護及び排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。

IV 福祉・介護職員処遇改善加算

障害福祉サービス等に従事する福祉・介護職員の賃金改善に充当されます。

(2) 利用者負担額（契約書第 5 条参照）

上記サービスの利用に対しては、通常 9 割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の 1 割（定率負担）を事業者にお支払いいただきます。利用者負担の個別減免が適用される場合には、減免後の金額となります。

<2 人のホームヘルパーにより訪問を行った場合>

○ 1 人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと 2 人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2 倍の利用者負担額をいただきます。

<利用者負担額の上限等について>

○ 介護給付費対象のサービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ）利用者負担額は上限が定められています。

○ 利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。

○ 当事業所において利用者負担の上限管理を担当し、具体的に上限を超える際の調整を行った場合には、別途上限管理にかかる費用（月額 150 円）をお支払いいただきます。

<償還払い>

○ 事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）

(3) サービス利用にかかる実費負担額（契約書第 5 条参照）

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます

① 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ホ

ームヘルパーが訪問するための交通費をいただきます。（サービス利用料とともに 1 ヶ月ごとにお支払いいただきます。）

② 「外出介護」や「通院介助」においてホームヘルパーに公共交通機関などの交通費のほか、入場

料、利用料等が必要な場合、その実費（サービスご利用時にその都度ご負担）をいただきます。

<利用者負担の減免について>

[利用者負担に関する月額上限]

- 1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて4区分の月額負担額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

区 分	世帯の収入状況	1ヶ月あたりの負担上減額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	15,000円
低所得2	市町村民税非課税世帯	24,600円
一 般	市町村民税課税世帯	37,200円

(4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記(2)、及び(3)の①の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。）

ア. 窓口での現金支払
イ. 下記指定口座への振り込み 南日本銀行 本店営業部 : 普通預金 129740 口座名 : 有限会社ライフサポート ヘルパーステーション たんぼぼの里
ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし ご利用できる金融機関 : 鹿児島県内の銀行及び信用金庫

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、居宅介護等計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日午後5時までに事業者へ申し出てください。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等やむをえない場合は、取消料はいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用者負担相当額

- ③ 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- ④ サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(6) 実費負担額（交通費等）の変更

実費負担額（交通費等）を変更する場合は、原則としてその2ヶ月前までにご説明します。

7 サービスの利用に関する留意事項

(1) ホームヘルパーについて

☆ サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のホームヘルパーや訪問するホームヘルパーが交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

☆ 利用者から特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、ホームヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(2) サービス提供について

☆ サービスは、「居宅介護等計画」にもとづいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。

☆ サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。（ホームヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただきます。）

(3) サービス内容の変更

☆ 訪問時に、利用者の体調等の理由で居宅介護等計画で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 受給者証の確認（契約書第3条参照）

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかにホームヘルパーにお知らせください。また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(5) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 医療行為② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受④ ご契約者の家族等に対するサービスの提供⑤ 飲酒・喫煙及び飲食（移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）⑦ その他利用者又はその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為 |
|---|

8 守秘義務等

(1) 事業者及びサービス従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する情報を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

(2) 前項の規程にかかわらず事業所は、利用者に医療上緊急の必要性が生じた場合や他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、利用者又はその家族の同意を得た上で、その個人情報を提供できるものとします。

- (3) 前各項の規程に基づき個人情報を提供する場合は、前もって別紙（個人情報の使用に係る同意書）により利用者又はその家族に説明した上で、利用者及び家族代表者に署名・捺印をいただくものとします。

9 緊急時における対応

- (1) 急な発病・発作等の緊急事態が起きた時は、速やかに主治医又は連携病院等に連絡し、適切な措置を講じます。又、管理者及び利用者の家族等本人の希望する連絡先に緊急連絡し、対処します。
- (2) 事故や災害等が発生した場合には、管理者及び利用者の家族等本人の希望する連絡先に緊急連絡し、適切に対処すると共に必要な措置を行います。

10 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の手続

事業者及びサービス従事者は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行いません。但し、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間・その際の利用者の心身状況・緊急やむを得なかった理由を記録し、2年間保存します。ご家族等の要求がある場合及び監督機関等の指示等がある場合には、これを開示します。

11 虐待防止のための措置

事業者及びサービス従事者は、利用者に対する肉体的虐待・精神的虐待・経済的虐待防止に向けて意識の共有化を図り、研修等を実施して虐待が発生しないように努める。又、虐待の早期発見に取り組むと共に、行政機関等の調査にも全面的に協力することとします。

12 サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にごその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護等計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条参照）

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

13 損害賠償保険への加入（契約書第9条参照）

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京日動火災保険株式会社
-------	--------------

保険名	介護事業者賠償責任保険
補償の概要	1事故：1億円限度

14 苦情等の受付について（契約書第14条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続き等サービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情及び相談対応窓口	電話	099 - 297 - 5710
○ 苦情及び相談受付時間	毎週月曜日～金曜日	午前9時～午後5時
○ 苦情及び相談担当者	管理者	薬丸 優子
○ 苦情等解決責任者	代表取締役	佃 望

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○ 鹿児島市障害福祉課	電話	099 - 216 - 1273
○ 鹿児島県社会福祉協議会	電話	099 - 257 - 3855
○ 鹿児島県障害福祉課	電話	099 - 284 - 2744

15 施設経営法人

事業者の住所	鹿児島市唐湊4丁目1番2号	
事業者の名称	有限会社 ライフサポート	
代表者氏名	代表取締役	佃 望

契約する場合は、以下の確認を行います。

平成 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、契約書及び本書面で重要事項の説明を行いました。

(事業者) 事業所の住所 鹿児島市山田町3678番地1
 事業所の名称 ヘルパーステーション たんぽぽの里
 説明者職氏名 管理者 薬丸 優子 印

私は、契約書及び本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護等サービスの提供開始に同意しました。

(利用者) 利用者の住所 _____ 印
 利用者の氏名 _____ 印
 家族代表者名 _____ 印